

教育・保育施設をご利用の保護者様

江別市健康福祉部  
子育て支援室子ども育成課長

### 新型コロナウイルス感染症の対応について

日頃から、教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

江別市では、北海道が示した基準を参考に教育・保育施設での新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいりました。

そうした中、国では新型コロナウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗に応じた「With コロナの新たな段階への移行」を方針として、全国一律での全数把握の見直しが行われたほか、北海道では、8月10日に発令していた「BA・5対策強化宣言」が、感染状況の減少傾向から9月30日をもって終了となりました。

このような状況を踏まえ、江別市においても、新型コロナウイルス感染症の対応について、次のとおり変更することといたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 「感染の可能性がある方」の対応について

これまで、教育・保育施設で陽性者が発生した場合、施設が「感染の可能性がある方」を特定し、該当する園児の登園自粛を保護者に要請しておりましたが、本通知以降は「感染の可能性がある方」の特定を行わないこととします。

これまでもご協力いただいていることではありますが、お子さまに発熱や風邪症状がある場合には、感染拡大防止のため施設の利用はできませんので、ご了承願います。

#### 2 施設をお休みいただく期間について

	状 況	お子さまがお休みいただく期間
①	登園しているお子さまが感染した	・症状がある場合 発症日(初めに発熱など症状が出た日)の翌日から7日間、かつ症状軽快後(発熱等の症状がないこと等)24時間が経過するまで(8日目から登園可能)。 ・無症状の場合 検体採取日(検査を受けた日)の翌日から7日間(8日目から登園可能)。
②	登園しているお子さまが濃厚接触者(同居家族が感染した場合)となった場合	・陽性者と最後に接触した日または家庭内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方の翌日から5日間(6日目から登園可能)
③	登園しているお子さまや同居家族が発熱外来でPCR検査等(薬事承認された検査キットにより自己検査する場合を含む)を受ける。	・検査結果(陰性)が判明するまでの間(②の場合を除く)。

※ 一般には陽性者となり無症状である場合、5日目の検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で

陰性を確認した場合は、6日目から外出自粛期間が解除になりますが、乳幼児は検査による外出自粛期間の短縮を想定していないので、8日目の解除(登園可能)となります(厚生労働省通知より)。

※ 一般には濃厚接触者となった場合、2日目、3日目の検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から外出自粛期間が解除となりますが、乳幼児は検査による外出自粛期間の短縮を想定していないので、6日目の解除(登園可能)となります(厚生労働省通知より)。

### 3 教育・保育施設への連絡の徹底について

登園しているお子さまが次に該当する場合は、教育・保育施設へ速やかに連絡するようお願いいたします。

- (1) 感染した場合
- (2) 濃厚接触者となった場合(同居家族が感染した場合)
- (3) 登園しているお子さまや同居家族が発熱外来でPCR検査等(薬事承認された検査キットにより自己検査する場合を含む)を受ける場合((2)に該当する場合を除く)

### 4 保育料の日割り減額について(保育認定0~2歳児クラスのみ)

「2 施設をお休みいただく期間について」に該当し、お休みした場合は保育料の日割り減額の対象となります。

保育料が減額対象となる場合は、施設からお休みした日数を報告していただきますので、保護者様から江別市への申請は不要です。返金などの具体的な内容については、保育園については市から、認定こども園・地域型保育事業所については、各園からご連絡いたします。

#### 【計算式】

減額後の保育料=保育料(月額)×「2 施設をお休みいただく期間について」に該当し、休んだ期間を除く開園日数÷25日(10円未満端数切捨て)

### 5 その他

- (1) お子さまの体調管理にご協力をお願いいたします。毎日検温を行っていただき、発熱、咳等の風邪症状がみられるなど体調不良の場合には、教育・保育施設をお休みさせていただきます。
- (2) お子さまが感染し、療養後登園可能となった場合でも、症状があった場合は発症日の翌日から10日間は健康観察が必要です。健康観察期間中のお子さまの体調管理や高齢者等の重症リスクの高い方との接触などを避けるようご注意願います(無症状の場合の健康観察期間は検体採取日(検査を受けた日)の翌日から7日間が経過するまでです)。
- (3) 施設内に陽性者が発生した場合、保護者の皆様へ施設から速やかに情報提供することとしていきますので、数日間の体調管理と高齢者等の重症リスクの高い方との接触などを避けるようご注意願います。
- (4) 職員の感染等により職員体制が整わず、安全に保育の提供を行うことが困難となってしまった場合は、やむを得ず臨時休園等をする場合があります。
- (5) 今後の対応について、国などの方針変更により、変更となる場合がありますことをご理解願います。

### 6 参考資料

「感染症の支援の流れが変わります(北海道)」

※詳しくは、北海道ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」をご確認ください。

お問合せ先 江別市健康福祉部 子育て支援室子ども育成課 電話：011-381-1030(直通)
--